

大仙美郷介護福祉組合特別養護老人ホームの入所決定等に関する規則  
制 定 要 旨

## 1 制定理由

大仙美郷介護福祉組合（以下「組合」という。）が設置する特別養護老人ホームの入所に関し、待機順位の決定に係る評価基準、その他入所決定の手続きに係る事項等を明らかにすることにより、特別養護老人ホームの入所における透明性及び公平性を確保する必要があり、新たに制定するものである。

## 2 制定内容

### (1) 入所申込みの一元化（第2条・第4条関係）

組合が設置する特別養護老人ホームに関しては、入所申込書1通で複数施設の申込みを可能とすることとする。

### (2) 待機順位の決定（第4条関係）

#### ア 評価基準の設定

・入所の必要性を点数化するための評価基準を定めることとする。

#### イ 同点の取扱い

・同点の者のうち入所申込書の受理が早い者を上位とすることとする。

・入所申込書の受理日時によってもなお決定ができない場合は、要介護度の高い者を上位とすることとする。

### (3) 入所順位の確定（第6条関係）

#### ア 入所調整委員会の設置

・待機順位上位者の入所順位を確定させる事務を行う委員会を設置することとする。

#### イ 入所調整委員会の委員構成

・委員会の委員は6人とし、うち1人に第三者（組合の職員以外の者で、識見を有する者）を充てることとする。

### (4) 入所候補者の決定（第7条関係）

委員会は、(3)で確定させた順位1位の者を入所候補者に決定することとする。

ただし、当該者を入所させた際、次のア、イ、ウのいずれかに該当するときは、順位2位以下の者を入所候補者に決定することができることとする。

- ア 特別養護老人ホームに占める経管栄養摂取者の割合が、入所定員の2割を超えることとなる場合
- イ 特別養護老人ホームに占める要介護度4以上の者の割合が、入所定員の6割5分に満たないこととなる場合
- ウ 多床室居室に入所する場合で、既入所者の性別と性別が異なり、同室に入所することが適当でないと認められる場合

(5) 入所申込者の事後調査（第9条関係）

名簿に登載された待機者について、原則として6か月に1回、必要な事後調査を行い、申込み意思の継続確認、申込者や介護者の状況等を把握することとする。

(6) 特別な事由による入所（第10条関係）

次のア、イのいずれかに該当するときは、入所調整委員会に諮ることなく入所を決定することができることとする。

- ア 老人福祉法第11条に基づく市町村による措置委託が行われる場合
- イ 虐待、災害、事件、事故等により緊急に入所する必要が認められるが、市町村による措置委託が行われず、かつ、委員会を招集する時間的余裕がない場合

### 3 施行期日

この規則は、平成22年11月1日から施行することとする。